

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

183-655

事務事業名	学校給食事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	教育委員会	課等名	学校教育課		包含する細々目	1	10	6	4	10	2	16,456
政策	2 地育力によるこころ豊かな人づくり					1	10	6	4	11	1	86,013
施策	22 義務教育の充実					1	10	6	4	11	2	170,491
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議	関連計画条例等							
		事業期間		年度～		年度						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	児童・生徒	児童生徒数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			9639	9550			
	学校給食調理場数	学校給食調理場数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度			
			7	7			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
	安心・安全な給食が提供される	学校給食に対する満足度(学校からのアンケート)	18目標	100	最終目標	100	
			18実績		19目標	100	↑
			23目標		23実績		最終目標達成年度
		調理場への学校、児童からの苦情件数	18目標	0	最終目標	0	
18実績			0	19目標	0	↑	
23目標				23実績		最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	給食を提供するため調理補助員の雇用、調理業務の委託 給食調理にかかる燃料費・光熱水費、及び調理場から各学校への給食運搬等 <参考>細々目名:調理補助員雇用事業費 学校給食事業費 調理業務委託費	・臨時栄養士ならびに臨時調理員の雇用 ・調理業務の民間委託 ・調理場における燃料費・光熱水費、及び調理場から各学校への給食運搬費等の支出	給食の供給総数	1984400
	18年度の実績			
	19年度計画	・臨時栄養士ならびに臨時調理員の雇用 ・調理業務の民間委託 ・調理場における燃料費・光熱水費、及び調理場から各学校への給食運搬費等の支出 ・学校給食用食器の一部更新	給食の供給総数	

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他		
	一般財源	257,205	272,960
事業費計(A)	257,205	272,960	
人件費	正規職員所要時間	18年度 480	19年度 480
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	1,716	1,716
	トータルコストA+B	258,921	274,676

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	小中学校の教育環境の充実が図られる。児童、生徒(含外国籍児童、生徒)が生きる力(知育・徳育・体育)をつける	安心・安全・衛生的な学校給食の提供数 学校が楽しいと感じている児童生徒の割合 ア)小学校 イ)中学校	現状値	1)86.5 1)84.8	19実績	
			20実績		21実績	
	体力測定の結果 ア)小学校 イ)中学校 文科省基準を満たした学校の数(ムトス指標)	体力測定の結果 ア)小学校 イ)中学校 文科省基準を満たした学校の数(ムトス指標)	22実績		23目標	1)91 1)90
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標	1)男25.6女 26.6	

この事業を開始したきっかけ 戦後学校給食が実施されたが、昭和29年の学校給食法制定により、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費は学校の設置者が負担する旨規定された。	事業を取り巻く状況の変化 食に対する安全性等への意識・関心が高まる中、老朽化が目立つ調理場の改築が早急な課題となっている。	事業に対する市民や議会の意見 保護者や市民からは、安全で安心な給食の提供を続けて欲しいという要望がある。
--	--	---

### 【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？ (評価) 結びつく (その理由) 安全・安心できる学校給食の提供により、児童・生徒の健全な発育が可能となる。	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？ (評価) 余地がある (その理由) 調理場施設の抜本的な改修により、安全性が高まり、その結果として満足度が向上することが期待できる。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？ (評価) 妥当である (その理由) 対象は義務教育在学児童であることに変化はない。		廃止・休止した場合の影響はありますか？ (評価) 影響あり (その理由) 安心・安全な学校給食の提供ができなくなる恐れがある。
	意図の見直しの必要性はありますか？ (評価) 妥当である (その理由) 義務教育の充実のため、安心安全な給食の提供は欠かせない。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む) (評価) 統合可能 (類似事業名、理由) 共同調理場改築事業
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか) (評価) 必要ある (その理由) 学校給食法第4条(学校給食の提供ができるよう努める)及び第6条(給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費は学校の設置者が負担する)では、学校設置者である市の関与が定められている。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む) (評価) 統合可能 (類似事業名、理由) 共同調理場改築事業
	成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？ (評価) 可能 (その理由) 老朽化した調理施設の大規模な統合改築ができれば、管理コストを下げながら作業効率や安全性が高めることも可能	効率性 評価	成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？ (評価) 可能 (その理由) 老朽化した調理施設の大規模な統合改築ができれば、管理コストを下げながら作業効率や安全性が高めることも可能
	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？ (評価) 妥当である (受益者とその理由) 学校給食法第6条の規定により施設整備に関しては、受益者負担はない。	公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？ (評価) 妥当である (受益者とその理由) 学校給食法第6条の規定により施設整備に関しては、受益者負担はない。

### 【Plan】改革改善

<b>今後の事業の方向性</b> <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 <input type="text"/> 具体化	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案 老朽化が著しい共同調理場の統合改築事業を視野に入れ、計画的に整備を進める。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

#### 【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	

#### 【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	